



楓の誉

R3.6.25(第4号)
文責: 瀧上 佳宏

校則の功罪について考える

最近、校則に関する議論が、マスコミやSNSが先行するかたちで巻き起こっているように思います。開校間もない本校では、「校則」なるものを、まだ正式に定めていません。しかし、合志楓の森小学校も含め、たくさんのお子が生徒と一緒に学校生活を送っている以上、きまりやルールは必要です。現状では、様々な課題や隘路(あいろ)に直面した際、その都度、協議しながら、きまりやルールを作っています。それらを整理し、一定の条文化したものが、校則(「生徒心得」等呼び名は様々です)ということになるのでしょうか。

少し話が逸れますが、私(校長)は園芸が趣味で、いろんな野菜を育てています。今は、ナス、キュウリ、トマト、ピーマン……夏野菜です。せつかくの自家栽培だから、安心安全な「有機無農薬栽培」にしたいのですが、これがなかなか難しい。害虫なら補殺やネットなど、物理的な方法も無くはないですが、ウドンコ病や灰色かび病などの病気が発生したら、農薬以外に防ぐ方法はほぼありません。どうしても農薬を使いたくなければ、見た目が悪く、少ない収量、最悪は枯れてしまうことも受け入れなくてはなりません。スーパードに並んでいる見た目きれいな野菜たち。プロの農家はどうかやって育てているのでしょうか。

私は、農薬が全く良くないものとは思っていません。しかし、一般に農薬には次のような弊害があると言われています。

- ① 薬剤が作物に「残留」する恐れがある。
- ② 作物そのものへの影響(副作用)が出る。
- ③ 病原の菌やウイルスに「耐性」がつく。

①や②は、用法・用量を守ることが大切です。一方、③で効かなくなったら、もつと濃度を上げるか、別の農薬が必要になります。

話を戻しますと、生徒指導上の校則とは、作物を栽培する上での農薬に似ているように思います。多感な時期の生徒たちを、大きな夢の実現(実り)に向け、健全に成長させるためには、一定のきまりやルールを定めておくことは必要です。ただし、それらは必要な場面に適切な方法で使うこと。そして使い過ぎないこと。つまり、校則による副作用が起きたり、耐性がついたり避けたいものです。

なお、私は今、病気が出にくい栽培法にチャレンジしています。その一つが、「土作り」です。水はけ・通気性の改善とともに、EM菌などの有用菌で、病原菌を駆逐できないか試しています。これを教育の場に置き換えれば、「自己決定の場を与える」、「自己存在感を与える」、「共感的な人間関係を育成する」があたりまえです。これらを「生徒指導の三機能」といい、この機能を備えた教育指導、すなわち「積極的生徒指導」ができれば、それほど校則を使う必要はないのかもしれない。

SNS上で、声高に校則不要論を叫ぶ投稿を見るたび、その投稿者は、生徒時代の校則が、未だ心に残り、その副作用を受け続けているのかもしれないと思ってしまう。

大健闘の菊池郡市中体連大会

十九日(土)、二十日(日)の二日間に渡り(ソフトテニス)は十八日から、令和三年度菊池郡市中学校総合体育大会が実施されました。例年、屋外競技は梅雨に悩まされることも多いのですが、本年度は天気にも恵まれ、予定通り競技が行われました。

大会の結果は、ホームページに掲載しているとおりです。まずは、優勝及び入賞、あるいは県大会出場権を獲得した団体・個人の皆さん、おめでとうございます。県大会でも菊池郡市の仲間たちの想いを背負って、正々堂々と闘ってきてほしいと思います。

また、敗れはしたものの、一・二年生だけのチーム・個人で大健闘した競技が数多くあつたと聞いています。

中体連前までは一・二年だけの部活動というハンディも、中体連後は先に多くの経験ができたというアドバンテージに変わります。そのアドバンテージを活かし、来年度はどの部活動も更なる活躍を見せてくれるものと期待しています。

選手の方、指導者の先生方、教員外指導者の皆様、大変お疲れ様でした。また、無観客試合という制限にもかかわらず、ご理解をいただき、温かく応援いただいた保護者の皆様、誠にありがとうございました。



卓球個人女子2位の松本さん(2年)